



洋上救急

Sea Emergency

洋上救急事業は、昭和六十年十月に開始されてから二十二年を経過しました。昨年十一月末までに延べ六三九件、六六七名の患者に対応しています。これらの事案に対しては、医療機関や海上保安庁、自衛隊の多大の協力と洋上救急センター地方支部等関係者の連携により円滑に遂行されています。今回は、平成十九年度の主な事例を紹介します。

一 平成十九年四月 鹿児島県臥蛇島から
南西方約七〇海里で、かつお延縄漁船の乗組員一名が左腕痺痺し、口が曲がった状態となり、船主から洋上救急の要請があつた。

海上保安庁は、巡視船「あかいし」を発動させるとともに、鹿児島航空基地のヘリ（MH796）に機動救難士二名を搭乗させ出発させた。同ヘリは、途中、医師・看護師が待つ谷山ヘリポートに寄り現場に向つた。

ヘリは洋上で該船から患者を吊上げ、医師による治療を実施しつつ名瀬ヘリポートに患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

二 平成十九年六月 佐世保市久島の北北
西方約二十海里で、まき網運搬船の乗組員一名が床に座り込み、全身の痺れと心臓に痛みを訴えたため、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、福岡航空基地のヘリ（MH756）に医師一名と機動救難士二名を同乗させ福岡空港から宇久島に向わせた。（該船に患者を吊上げる場所がないため宇久島ヘリポートで患者を揚収して福岡航空基地に搬送する計画を立てた。）

ヘリは宇久島ヘリポート上空に達したが、付近の雲が低いため着陸を断念し、福岡に引き返した。該船は宇久島平郷港に入港した。患者は待機中の救急車に引き継がれ、宇久診療所に搬送された。

三 平成十九年六月 金華山灯台から東方
約四〇〇海里で、まき網漁船の乗組員一名が作業中に右下腿部を複雑骨折し出血する重傷を負つたため医療助言を受け、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は患者に緊急な処置が必要であるため海上自衛隊に災害派遣を要請した。海上自衛隊の

飛行艇（US-1-A）は医師・看護師を同乗させ厚木基地を出発、該船に向つた。飛行艇は該船付近に着水し患者を機内に収容した。飛行艇は医師による治療を実施しつつ厚木厚木基地に患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

なお、当日は荒天のため海がしけ模様であつたので飛行艇（US-1-A）が着水できない可能性が高いことから、ヘリ搭載の巡視船「ざおう」に医師等二名を乗船させ該船に向わせた。巡視船「ざおう」は患者が飛行艇（US-1-A）に収容されたのを受け洋上救急の手配を解除した。

該船に向つた。海上保安庁は、鹿児島航空基地のヘリ（MH796）に機動救難士二名を搭乗させ出発させた。同ヘリは、途中、医師・看護師が待つ谷山ヘリポートに寄り現場に向つた。ヘリは種子島空港で燃料

補給後、該船に向け出発、洋上で該船から患者を吊上げ収容し、医師の治療をしつつ種子島空港に患者を搬送した。種子島空港で待機していたヘリ（MH五四〇）は、患者、医師等を引き継ぎ、医師の治療を行いつつ谷山ヘリポートに搬送。患者は救急車に引き継がれた。

五 平成十九年八月 鋸路市から南東方約

二〇〇海里で、まき網漁船の乗組員一名が揚網作業中に魚（鰐）の塊が頭部及び頸部に落下、気を失つて倒れた。呼吸困難、顔面蒼白になり、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、巡視船「えりも」を現場に向わせると共に海上自衛隊に災害派遣を要請した。海上自衛隊のヘリ（UH六〇J）は医師・看護師を同乗させ八戸航空基地を出発した。ヘリは洋上で該船から患者を吊上げ収容し、医師の治療をしつつ八戸ヘリポートに患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

巡視船「えりも」は患者がヘリに収容されたのを受け洋上救急の手配を解除した。

補給後、該船に向け出発、洋上で該船から

六 平成十九年九月 沖縄県喜屋武岬灯台から北方約一〇七海里で、鉱石運搬船の乗組員一名が鋼材切断作業中に火傷を負つたため医療助言を受け、船長から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、那覇航空基地のヘリ（MH九二九）に医師一名、潜水士

二名を同乗させ那覇航空を出発させた。同ヘリは洋上で該船から患者を吊上げ収容し、医師による治療をしつつ那覇航空基地に患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

七 平成十九年十月 金華山灯台から東北

四九四海里で、鮪延縄漁船の乗組員二名があつた。海上保安庁は、巡視船「さとう」を現場に向わせると共に仙台航空基地のヘリ（MH五

六〇J）は医師・看護師を同乗させ八戸航空基地を出発した。ヘリは洋上で該船から患者を吊上げ収容し、医師の治療をしつつ八戸ヘリポートに患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

「そうや」の搭載ヘリ（MH五六五）は

燃料を補給した搭載ヘリ（MH五六五）は、再び医師、患者二名を同乗させ「そうや」を離船し、医師による治療をしつつ鋸路航空基地に患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

うや」に輸送、医師による治療を開始した。

八 平成十九年十月 金華山灯台から東北

東方約六一七海里で、鮪延縄漁船の乗組員二名が下腹部に痛みが生じ医療助言を受け、船主から洋上救急の要請があつた。海上保

安庁は、巡視船「さとう」を現場に向わせるとともに、仙台航空基地のヘリ（MH五



ヘリコプターで搬送された患者の救急車への引き継ぎ

五九）に医師・看護師を「ざおう」に搬送させた。「ざおう」の搭載ヘリ（MH五七四）は洋上で該船から患者を吊上げ、「ざおう」に搬送した。

「ざおう」に搬送された患者は、医師による治療を受けつつ、「ざおう」を出発、途中、巡視船「えりも」での燃料補給を経て、市立釧路総合病院のヘリポートに到着し、病院に収容された。

なお、仙台から出発し治療に当たられた医師等二名は、飛行機（MA八六九）により、釧路空港から仙台航空基地へ搬送された。

九 平成十九年十一月 金華山灯台から東北東方約五六六海里で、鮪延縄漁船の乗組員一名が揚網作業中に右下腹部が痛み出し医療助言を受け、船主から洋上救急の要請があつた。また同時刻頃、金華山灯台から東北東方約六一三海里で鮪延縄漁船の乗組員一名が多量の鼻血のため貧血状態となり医療助言を受けて船主から洋上救急の要請があつた。両方が洋上救急の要請した時刻

及び海域が近いため両船主の了解のもと両件共に同じ病院及び救助機関の出動となつた。海上保安庁は、巡視船「みづほ」を発動させるとともに、羽田航空基地のヘリ（MH八〇五）で医師・看護師を「みづほ」に搬送させた。

翌日海が穏やかになり、患者が緊急をするため海上自衛隊に災害派遣を要請。海上自衛隊の飛行艇（US-1A）は医師二名を同乗させ厚木基地を出発、該船付近の洋上に着水し、患者二名を機内に収容した。機内で医師による治療をしつつ厚木基地に患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

巡視船「みづほ」は患者が飛行艇（US-1A）に収容されたのを受け洋上救急の手配を解除した。



洋上での患者の吊上げ

上保安庁は該船までの距離を考慮して、航空自衛隊に災害派遣を要請した。航空自衛隊のヘリ（UH六〇J）は医師・看護師を同乗させ那覇航空基地を出発した。ヘリは洋上で該船から患者を吊上げ収容し、医師による治療をしつつ那覇航空基地に患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

沖縄県喜屋武岬灯台から東南東方約一四八海里で、貨物船の乗組員一名が通路から階下へ転落し右肩を負傷し、激痛を訴えたため運航者から洋上救急の要請があつた。海